記載要領等	都市営農農地等該当に関する明細書

《使用目的》

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から１年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

《記載要領等》

１　本文の「第 23 条の７第 26 項・第 23 条の８第 21 項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の８第 21 項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の７第 26 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。

⑵　「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

３　「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。

４　「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。